

全国自動車用品工業会  
会員会社の皆様へ



全国自動車用品工業会

2016年度版  
企業防衛のための団体賠償責任保険制度ご加入のすすめ

[引受保険会社]  
(国内CGL・国内PL保険)  
(幹事)損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
企業営業第三部第三課  
東京都中央区日本橋2-2-10  
TEL: 03-3231-4223 FAX: 03-3231-9929  
三井住友海上火災保険株式会社  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

この保険契約は、複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事会社は他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。  
引受保険会社および引受割合につきましては、下記取扱保険仲立人にご確認ください。

(海外PL保険)  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
※いずれかの会社の単独引受となります。

[取扱保険仲立人]  
 **ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社**  
東京本社 / 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町1-4-12  
TEL: 03-3273-6551 FAX: 03-3273-6590  
大阪支店 / 〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町3-4-11  
TEL: 06-6222-7701 FAX: 06-6222-7700  
福岡支店 / 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前4-3-3  
TEL: 092-292-5196 FAX: 092-292-5197

新規加入・継続加入手続きのご案内

1. 保険期間 2016年7月1日(金)午後4時から1年間
2. 申込書類 団体国内CGL保険の加入申込票  
団体国内PL保険の加入申込票  
団体海外PL保険の加入申込票
3. 申込期限 2016年6月10日(金)
4. 保険料支払期日 2016年6月17日(金)
5. 申込先 全国自動車用品工業会  
〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル6階  
TEL: 03-6261-2973 FAX: 03-6261-2974
6. 保険料振込先 名義 / 全国自動車用品工業会PL保険口  
(ゼンコクジドウシャヨウヒンコウギョウカイPLホケングチ)  
みずほ銀行 上野支店 普通預金 4190408



全国自動車用品工業会

Japan Auto Accessories Manufacturers' Association

[取扱保険仲立人]

ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社  
東京都中央区日本橋本町1-4-12 TEL: 03-3273-6551 FAX: 03-3273-6590

# ここが違う! 全国自動車用品工業 会の団体賠償責任保険制度

全国自動車用品工業会の団体賠償責任保険制度は、会員会社が製造・販売した自動車用品(自動車アフターマーケットで販売される自動車用品。自動車本体やエンジン、駆動部分の部品などは除きます。)または行った作業の結果の欠陥により、国内あるいは海外\*の消費者・ユーザーなど第三者に人的・物的被害を与えた場合に企業が被る経済的損失を補償する制度です。2006年度より国内CGL保険を新設し、従来のPLリスクに加え、さまざまな賠償事故に対応。事故発生時のアドバイスや事故予防サービスも含め、貴社の企業防衛をバックアップしています。  
 ※事故の発生場所が国内の場合は団体国内PL保険、海外の場合は団体海外PL保険への加入が適用条件となります。

## 通常業務のさまざまなリスクをカバーする総合力

**国内** 企業の抱える損害賠償リスクに幅広く対応します

### A 国内CGL保険 (企業総合賠償責任保険) -2006年度より新設-

PL・業務遂行・施設といった企業を取り巻くさまざまな賠償リスクに幅広く対応する総合的な補償です。  
 ※製品の据付・修理・メンテナンス等の作業がある場合は別途ご照会ください。

A 国内CGL保険 = B 国内PL保険 + 施設所有管理者賠償責任保険

加入タイプ	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
補償額(てん補限度額)	1億円	2億円	3億円

※国内CGL保険はⅡ型からの加入となります。

### B 国内PL保険 (国内生産物賠償責任保険)

加入タイプ	補償額(てん補限度額)
I型	0.2億円
Ⅱ型	1億円
Ⅲ型	2億円
Ⅳ型	3億円

#### 任意加入オプション(国内PL保険)

- [1] 民事訴訟法対応費用補償  
 ① 被害者治療費用  
 ② 事故対応特別費用  
 [2] 対人事故における回収費用補償

**海外** 企業のグローバルな活動で抱えるリスクに対応します

### C 海外PL保険 (輸出品生産物賠償責任保険)

加入タイプ	I型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型
補償額(てん補限度額)	US\$50万	US\$100万	US\$200万	US\$300万

国内

## 国内CGL保険の特長

### ○ 従来のPLリスクを含め賠償リスクを包括的に補償!

国内PL保険に付随する各種オプションを包括的にカバー。付帯する場合の割増保険料なしで自動的に補償されます。

ここが違う!  
国内CGL保険に  
自動付帯!

### ○ 研修・実演中の事故に対応!

引渡前に行った自社施設内での研修や展示会でのデモンストレーションなどにおいて、自動車用品の欠陥に起因して発生した第三者への損害を補償します。※オペレーターの作業ミスによる事故は補償されません。

ここが違う!  
国内CGL保険に  
自動付帯!

### ○ 施設の欠陥・瑕疵(かし)による事故に対応!

被保険者が所有・使用・管理する工場や事務所などの施設で生じた第三者への損害を補償します。

ここが違う!  
国内CGL保険に  
自動付帯!

## リスクに合わせて柔軟なプランを

### ○ 対人事故における製品の回収費用を補償!

自動車用品の欠陥による「対人事故」が発生した場合に、その製品のリコールに伴い発生する諸費用を補償します。

オプション

詳細は ▶ P.11

### ○ PLリスクのみのご加入も可能です!

PLリスクのみに補償を限定してご加入いただくことも可能です。製造または販売した自動車用品の欠陥による事故と、メンテナンス等の作業結果に起因して作業完了後に発生した事故について補償します。

限定タイプ

海外

## 海外PL保険の特長

### ○ 輸出向け自動車用品による事故や賠償責任に対応!

製造または販売した輸出向け自動車用品に起因して発生した第三者への損害や法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ※自動車アフターマーケットで販売される自動車用品で、自動車本体やエンジン、駆動部分の部品などは除きます。

## 国内CGL保険 (Comprehensive General Liability: 企業総合賠償責任保険)

2006年度より新設

### 【国内CGL保険のあらまし】

国内CGL保険(Comprehensive General Liability:企業総合賠償責任保険)は、

- ①製造販売した製品または行った作業の結果の欠陥(PLリスク)
- ②製品のデモンストレーション中の事故等(業務遂行上のリスク)
- ③自社工場等施設の瑕疵および欠陥(施設リスク)

により日本国内の消費者・ユーザーなど第三者に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険です。

企業を取り巻く賠償リスクはPLのみならず、昨今は幅広く多種多様になっております。そこで従来のPLリスクに加えて、PL以外の賠償リスクを包括的に補償する国内CGL保険を取り入れました。

さまざまな賠償事故が発生した際の財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

なお製造販売した製品の据付・修理・メンテナンス等の作業を行う場合は、別途作業リスクのための補償が必要になります。作業リスクに対する補償が必要な場合は別途ご照会ください。

## 1 保険契約者および被保険者

保 険 契 約 者:全国自動車用品工業会

記名被保険者:全国自動車用品工業会の会員会社

追加被保険者:上記記名被保険者の関連会社(PLリスクのみ)

- ①製造協力会社
- ②販売会社

※記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

①については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。

②については記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とします。

①②については加入申込票の所定欄への記入が必要となります。

## 2 保険の内容

### (1)PLリスク(国内PL保険)

下記製品の欠陥\*により被保険者以外の第三者に対する偶然な事故。

- ①被保険者が製造または販売(輸入品を含みます。)する国内向け自動車用品(いわゆる自動車アフターマーケットで販売される自動車用品で、自動車本体やエンジン、駆動部分の部品などは除かれます。)
- ②工業会および引受保険会社にて保険の対象製品とすることを認定したその他の製品類(以下「追加認定製品」といいます。)  
「追加認定製品」については製品の種類・危険度により割増保険料をいただく場合があります。
- ③記名被保険者が行う製品の組立設置・メンテナンス作業の結果(完成作業危険)

### (2)業務遂行リスク(施設所有管理者賠償責任保険)

被保険者の占有を離れていない(引渡前)保険対象製品の欠陥\*に起因して保険期間中に発生した被保険者以外の第三者に対する偶然な事故。

- (例)・自社施設内での研修・実演中に、保険対象製品の欠陥\*により研修者を負傷させた。  
・見本市に出展中、油空圧機器等の欠陥\*により来場者を負傷させた。

### (3)施設リスク(施設所有管理者賠償責任保険)

被保険者の所有・使用・管理する工場・事務所などの施設管理上の不備(施設の欠陥\*・瑕疵)に起因して、保険期間中に発生した被保険者以外の第三者に対する偶然な事故。

- (例)・見学のため工場内に来社していたお客様が、床の油に滑って転倒してケガをした。

※「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを指し、単なる製品の性能・効能が意図したものと違ったことで生じたような損害は補償の対象となりません。

## 3 保険金をお支払いする場合

記名被保険者が製造または販売した保険対象製品(製品の引渡し後だけでなく、モニターとして会員会社の社外のユーザーの使用中也対象とします。)の欠陥\*<sup>1</sup>に起因して、保険期間中に偶然な事故が発生し、購入者等第三者に対して与えた身体障害や財物損壊、および記名被保険者が行った対象製品の設置・修理・メンテナンス作業の結果に起因して、作業完了後に偶然な事故が発生し、第三者に対して与えた身体障害や財物損壊により生じた法律上の賠償責任を負う場合に**被保険者**\*<sup>2</sup>が被る下記の損害について保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金(身体障害であれば治療費・慰謝料・休業損害、財物損壊であれば修理費等)
- ②第三者から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをする費用(債権保全のための申請費用等)
- ③引受保険会社が同意した訴訟について生じた裁判費用・弁護士費用等の争訟費用(開発危険の抗弁に要した費用も含みます。)
- ④被害者の移送または応急手当費用等の損害防止軽減のための緊急措置費用
- ⑤引受保険会社の事故解決対応への協力のため支出した費用

以下は2006年までオプション契約になっていた項目です。国内CGL保険では、国内PL保険に用意したオプションすべてを付帯した内容が割増保険料(P10~P11参照)なしで自動的に補償されます(国内PL保険単独加入の場合でもオプションに別途加入することで補償されます)。

- ⑥事故が発生した場合の、責任の有無が判明しない初期の段階で発生する事故現場の取り片付け費用、事故原因の調査費用等(初期対応費用)
- ⑦被保険者が被害者から訴えられて応訴するために支出した人件費、交通費、および裁判所に提出する文書等の作成費用(訴訟対応費用)
- ⑧身体障害事故が発生した場合に被保険者が被害者に慣習として支払う見舞金または見舞い品購入費用等(被害者対応費用)
- ⑨PL対人事故が発生した場合にかぎり、欠陥のあることが判明した製品や、その疑いのある製品の回収措置に要した費用(新聞、テレビなどによる社告費用、通信費用、輸送費用、廃棄費用などで回収にあたった販売業者等から賠償金として請求された場合も含みます。)

(注)保険金が支払われた場合、保険金の求償権は保険会社が代位取得します。

※1 「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを指し、単なる製品の性能・効能が意図したものと違ったことで生じたような損害は補償の対象となりません。

※2 被保険者が法人の場合は当該法人が被保険者となりますが、被保険者である当該法人の業務を遂行したことにより、その役員および従業員が法律上の賠償責任を負う場合には、役員および従業員の起こした事故も対象となります。

## 4 保険金をお支払いできない主な場合 (賠償責任または費用)

- ①記名被保険者の故意により生産、販売、もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ②記名被保険者の業務遂行中に被った使用人の業務上災害
- ③被保険者と第三者との間で結んだ損害賠償に関する契約で、被保険者が法律上の損害賠償責任を超えた責任を負担している場合、その加重された責任部分
- ④生産物が被保険者の意図した性能を発揮できなかったことによる損害
- ⑤生産物による事故が発生したときまたは事故の発生を知ったときに、正当な理由なく事故の発生または拡大を防止するための、回収、検査、修理、交換その他の適切な措置を怠ったことによる損害
- ⑥欠陥のあることが判明した製品や、その疑いのある製品の回収・検査・修理・交換等の措置に要した費用(回収にあたった販売業者等から賠償金として請求された場合も含みます。)  
(注)PL対人事故発生時には「3.保険金をお支払いする場合」の⑨についてお支払対象となります。
- ⑦生産物自体についての損害に対する賠償責任(その製品の取替費用、修理費用など)
- ⑧原子力・汚染物質の排出等・石棉(アスベスト)に起因する賠償責任
- ⑨コンピュータ等の日付誤認識に起因する賠償責任
- ⑩航空機、昇降機、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。)または施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑪施設の新築、修理、改造、取壊し等の工事によって生じた賠償責任

など

## 5 保険金の支払基準

事故発生ベース(Occurrence basis)とします。保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害または財物損壊を対象とし、その事故の原因となった製品の製造または販売時期を問いません。

## 6 保険期間

2016年7月1日午後4時から2017年7月1日午後4時までの1年間

## 7 保険適用地域

日本国内(日本国内で事故が発生し日本の法律に基づき日本国内で損害賠償請求が起こされた場合が対象となります。)

## 8 てん補限度額および最低保険料

PLリスク、業務遂行・施設リスクにおいて発生した身体障害事故・財物損壊事故共通の限度額(Combined Single Limit=C.S.L.)とします。追加被保険者がある場合、てん補限度額はそれぞれに適用されることなく、追加被保険者との共有になります。

希望される加入タイプを次の3つの型からご選択ください(I型でのご加入はできません)。

てん補限度額(型)	1億円(II型)	2億円(III型)	3億円(IV型)
最低保険料		40,000円	

※3億円超のてん補限度額をご希望の場合は、ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社までご相談ください。

※ただし、4ページ「3. 保険金をお支払いする場合」の⑥～⑨に記載の項目については下表の限度額を設定します。  
(各項目ともに上記てん補限度額の内枠払い)

項 目	てん補限度額 (1名/1事故)	保険期間中通算 てん補限度額	
⑥事故発生時の初期対応費用	1,000万円	1,000万円	
⑦訴訟対応費用			
⑧被害者対応費用	被害者の死亡・後遺障害		50万円
	被害者の入院治療費用		10万円
⑨対人事故時の欠陥製品の回収等にかかる費用	500万円	500万円	

## 9 保険金支払時における自己負担額 (免責金額)

1事故につき10万円

## 10 保険料算出の基礎

把握可能な最近の会計年度過去1年間の保険対象製品売上実績額(輸出は除き、設置・修理・メンテナンス等の売上実績がある場合はそれを含まず。)をご申告ください。

※保険料算出の基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険金が削減されたり支払われない場合があります。

※加入申込票の売上額に含まれていない製品は本団体保険制度の対象となりません(ただし新製品についてはこのかぎりではありませんが、「認定製品」にあたる場合は事前にご連絡ください)。

(注)この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎(売上高)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

## 11 基本保険料の目安

売上金額	てん補限度額(1事故・期間中)		
	II型 1億円	III型 2億円	IV型 3億円
2億円	48,670円	65,030円	77,140円
5億円	88,840円	118,650円	140,790円
10億円	126,540円	169,030円	200,590円
30億円	253,160円	338,030円	401,310円
80億円	423,460円	565,530円	671,710円
200億円	715,180円	955,530円	1,135,030円

## 12 追加被保険者

PLリスク	貴社製品を製造する製造協力会社や販売会社を被保険者に追加することができます。ただし記名被保険者に製造納入した対象製品の販売により生じた賠償責任を対象とします。	
割増保険料	<b>対象に製造協力会社を含む場合</b>	<b>基本保険料の20%増</b>
	<b>対象が販売会社のみの場合</b>	<b>基本保険料の10%増</b>

## 13 無事故割引制度

加入会員ごとに満期契約において無事故であり、かつ下記条件をいずれも満たしている会員について5%の無事故割引をします。

①過去3年間の通算損害率(争訟費用・支払見込保険金を含みます。)が50%未満

②過去3年間のPL事故(受付)件数が3件未満

※3月末日時点における事故発生状況を上記に照らし合わせて判定します。

ただし、本保険制度の工業会全体での成績が大幅に悪化した場合には制度の適用を中止することがあります。

## 14 保険料のお支払い

1回払いとします。事前に保険料支払いのご案内を送付させていただきますので、期日までにお支払いください。団体保険のため1社でもお支払いが遅れますと、他の会員会社に迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

## 国内PL保険（国内生産物賠償責任保険）

### 【国内PL保険のあらまし】

国内PL保険（国内生産物賠償責任保険）は、製造・販売した製品または行った作業の結果の欠陥により、日本国内の消費者・ユーザーなど第三者に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険です。財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

## 1 保険契約者および被保険者

保険契約者：全国自動車用品工業会

記名被保険者：全国自動車用品工業会の会員会社

追加被保険者：上記記名被保険者の関連会社（PLリスクのみ）

①製造協力会社

②販売会社

※記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

①については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。

②については記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とします。

①②については加入申込票の所定欄への記入が必要となります。

## 2 保険の対象となる製品および作業結果

①記名被保険者が製造または販売（輸入品を含みます。）する国内向け自動車用品（いわゆる自動車アフターマーケットで販売される自動車用品で、自動車本体やエンジン、駆動部分の部品などは除かれます。）

②工業会および引受保険会社にて保険の対象製品とすることを認定したその他の製品類（以下「追加認定製品」といいます。）「追加認定製品」については製品の種類・危険度により割増保険料をいただく場合があります。

③記名被保険者が行う製品の組立設置・メンテナンス作業の結果（完成作業危険）

※上記①②③は、保険料の算出基準として申告売上額に含まれたもののみが対象となります。

## 3 保険金をお支払いする場合

記名被保険者が製造または販売した保険対象製品（製品の引き渡し後だけでなく、モニターとして会員会社の社外のユーザーの使用中也対象とします。）の欠陥<sup>※1</sup>に起因して、保険期間中に偶然な事故が発生し、購入者等第三者に対して与えた身体障害や財物損壊、および記名被保険者が行った対象製品の設置・修理・メンテナンス作業の結果に起因して、作業完了後に偶然な事故が発生し、第三者に対して与えた身体障害や財物損壊により生じた法律上の賠償責任を負う場合に**被保険者**<sup>※2</sup>が被る下記の損害について保険金をお支払いします。

①法律上の損害賠償金（身体障害であれば治療費・慰謝料・休業損害、財物損壊であれば修理費等）

②第三者から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使について必要な手続きをする費用（債権保全のための申請費用等）

③引受保険会社が同意した訴訟について生じた裁判費用・弁護士費用等の争訟費用（開発危険の抗弁に要した費用も含みます。）

④被害者の移送または応急手当費用等の損害防止軽減のための緊急措置費用

⑤保険会社の事故解決対応への協力のため支出した費用

（注）保険金が支払われた場合、保険金の求償権は保険会社が代位取得します。

※1 「欠陥」とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていることを指し、単なる製品の性能・効能が意図したものと違ったことで生じたような損害は補償の対象となりません。

※2 被保険者が法人の場合は当該法人が被保険者となりますが、被保険者である当該法人の業務を遂行したことにより、その役員および従業員が法律上の賠償責任を負う場合には、役員および従業員の起こした事故も対象となります。

## 4 保険金をお支払いできない主な場合（賠償責任または費用）

①記名被保険者の故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売、もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任

②記名被保険者の業務従事中の使用人の業務上災害

③被保険者と第三者との間で結んだ損害賠償に関する契約で、被保険者が法律上の損害賠償責任を超えた責任を負担している場合、その加重された責任部分

④生産物自体についての損害に対する賠償責任（その製品の取替費用、修理費用など）

⑤生産物が被保険者の意図した性能を発揮できなかったことによる損害

⑥欠陥のあることが判明した製品や、その疑いのある製品の回収・検査・修理・交換等の措置に要した費用（回収にあたった販売業者等から賠償金として請求された場合も含みます）（注）

⑦原子力に起因する賠償責任

⑧汚染物質の排出等に起因する賠償責任

⑨石綿（アスベスト）に起因する賠償責任

⑩コンピュータ等の日付誤認識に起因する賠償責任

など

（注）身体障害（人身事故）によるPL事故が発生した場合は、オプション[2]で一定限度までお支払いの対象となります。

## 5 保険金の支払基準

事故発生ベース（Occurrence basis）とします。保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害または財物損壊を対象とし、その事故の原因となった製品の製造または販売時期を問いません。したがって、事故の原因となった製品が保険加入以前に製造または販売された場合であっても、事故が保険期間内に発生すれば対象となり、逆に、保険期間中に製造または販売された製品であっても、事故の発生時に保険に加入していなければ保険金のお支払対象とはなりません。

## 6 保険期間

2016年7月1日午後4時から2017年7月1日午後4時までの1年間

## 7 保険適用地域

日本国内（日本国内で事故が発生し日本の法律に基づき日本国内で損害賠償請求が起こされた場合が対象となります。）

## 8 てん補限度額および最低保険料

身体賠償事故・財物賠償事故共通の限度額（Combined Single Limit=C.S.L.）とします。追加被保険者がある場合、てん補限度額はそれぞれに適用されることなく、追加被保険者との共有になります。

希望される加入タイプを下記の4つの型からご選択ください。

てん補限度額（型）	0.2億円（I型）	1億円（II型）	2億円（III型）	3億円（IV型）
最低保険料				30,000円

※3億円超のてん補限度額をご希望の場合は、ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社までご相談ください。

## 9 保険金支払時における自己負担額（免責金額）

1事故につき10万円

## 10 保険料算出の基礎

把握可能な最近の会計年度過去1年間の保険対象製品売上実績額(輸出は除き、設置・修理・メンテナンス等の売上実績がある場合はそれを含みます。)をご申告ください。

※保険料算出の基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険金が削減されたり支払われない場合があります。

※加入申込票の売上額に含まれていない製品は本団体保険制度の対象となりません(ただし新製品についてはこのかぎりではありませんが、「認定製品」にあたる場合は事前にご連絡ください。)

(注)この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における保険料算出基礎(売上実績額)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

## 11 基本保険料の目安

売上金額	てん補限度額(1事故・期間中)			
	I型 0.2億円	II型 1億円	III型 2億円	IV型 3億円
2億円	30,000円	37,440円	50,020円	59,340円
5億円	34,520円	68,340円	91,270円	108,300円
10億円	49,170円	97,340円	130,020円	154,300円
30億円	98,370円	194,740円	260,020円	308,700円
80億円	164,370円	325,740円	435,020円	516,700円
200億円	278,370円	550,140円	735,020円	873,100円

## 12 追加被保険者

貴社製品を製造する製造協力会社や販売会社を被保険者に追加することができます。ただし記名被保険者に製造納入した対象商品、対象製品の販売により生じた賠償責任を対象とします。

割増保険料 **対象に製造協力会社を含む場合** 基本保険料の20%増  
**対象が販売会社のみの場合** 基本保険料の10%増

## 13 無事故割引制度

加入会員ごとに満期契約において無事故であり、かつ下記条件をいずれも満たしている会員について5%の無事故割引をします。

①過去3年間の通算損害率(争訟費用・支払見込保険金を含みます)が50%未満

②過去3年間のPL事故(受付)件数が3件未満

※3月末日時点における事故発生状況を上記に照らし合わせて判定します。

ただし、本保険制度の工業会全体での成績が大幅に悪化した場合には制度の適用を中止することがあります。

## 14 補償拡大のための特約 (任意加入オプション)

### [1]民事訴訟法対応費用の各特約

#### (1)目的

1998年1月から新しい民事訴訟法が施行され、よりアメリカの訴訟制度に近づいたためにこれまで以上に訴訟が増えることが予想されています。

また、当事者照会制度や文書提出義務の一般化、小額訴訟制度などにより、PL訴訟が提起された場合の製造会社側のコスト増大は不可避となっており、従来からのPL基本契約では、対象とならない部分のカバーが必要になってきました。

#### (2)内容 ①+②のセットとなります。

##### ①被害者対応費用担保追加条項

対人事故が発生した場合、その原因が解明される以前の段階で、製造販売会社としてとりあえず被害者の入院費用などを立て替えざるを得ないケースがあります。基本契約部分では、最終的に法律上の賠償責任がないと、この部分はお支払いの対象とならないために、法律上の賠償責任の有無とは別に、被害者への見舞金をお支払いの対象とするものです。  
 ※事故発生時に緊急措置費用と保険会社に認定されれば(応急手当、救急車で搬送など)、法律上の賠償責任の有無に関係なく、基本契約部分でのお支払いの対象となりますが、その後の入院、治療などについては本特約に加入していないかぎり、法律上の賠償責任が確定しないとお支払いの対象とはなりません。

##### [支払対象費用]

- ・被害者が入院を必要とする場合、その入院・治療に対する見舞金
- ・被害者が重度後遺障害を被った(またはその恐れのある)場合、その原因となった傷害の治療に対する見舞金
- ・被害者が万一死亡した場合の弔慰金

##### ②事故対応特別費用担保追加条項

PL事故が発生した場合、法律上の賠償責任が確定する以前の段階でいろいろな初期対応費用が発生し、また訴訟に発展した場合には更に多くの諸費用が発生する可能性があります。

##### [支払対象費用]

- 初期対応費用
- ・事故現場の保存費用、事故状況の調査・記録費用(写真撮影費用など)
- ・事故現場の取り片付け費用
- ・担当者を現場に派遣するための交通費・宿泊費など
- ・通信費
- 初期対応以降の各種費用
- ・訴訟対応書類の作成費用
- ・関係社員の超過人件費用(残業代、休日出勤手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用)
- ・事故の再現費用・原因究明費用(自社研究、社外委託など)

### (3)てん補限度額、特約保険料

項 目		てん補限度額 (1名/1事故)	保険期間中通算 てん補限度額
⑧被害者対応費用	被害者の死亡・後遺障害	50万円	1,000万円
	被害者の入院治療費用	10万円	
⑨事故対応特別費用		1,000万円	
特約保険料		基本保険料の10%	

## [2] 対人事故における回収費用担保追加条項

## (1) 目的

自動車部品用品の製造欠陥等による対人事故については、早急な製品の回収等の対応が強く求められております。本特約では製品の欠陥により「対人」事故が発生した場合に、その製品のリコールに伴い発生する諸費用を補償します。

## (2) 内容

生産物に起因するPL対人事故で賠償責任が発生した場合に、生産物自体の回収・検査・交換等のために被保険者が負担した費用を補償します。  
対物事故についてのみ責任を負担する場合は対象となりません。

## (3) てん補限度額、特約保険料

1事故／保険期間中：基本契約てん補限度額の3%で、500万円が上限となります。  
特約保険料：基本契約により割増率が異なります。

基本契約の型	I型 0.2億円	II型 1億円	III型 2億円	IV型 3億円
基本特約のてん補限度額 (1事故／期間中通算)	60万円	300万円	500万円	500万円
特約保険料	18%	9%	7%	6%

— 特約保険料の計算例 —

(例) 売上額 10億円 II型加入で オプション特約[1][2]付帯の場合

基本保険料 97,340円(P9参照) ……①

特約[1] 10% = 9,730円 ……②

特約[2] 9% = 8,760円 ……③

合計保険料 ①+②+③ = 115,830円

## 15 保険料のお支払い

1回払いとします。事前に保険料支払いのご案内を送付させていただきますので、期日までにお支払いください。団体保険のため1社でもお支払いが遅れますと、他の会員会社に迷惑をかけることとなりますのでご注意ください。

## [海外PL保険のあらまし]

海外PL保険(海外輸出品生産物賠償責任保険)は、直接または間接に輸出した製品の欠陥または行った作業の結果の欠陥により、海外の消費者・ユーザーなど第三者に人的・物的被害を与えた場合の企業が被る損害賠償金の負担に備える保険であると同時に、それらの事故が製品の欠陥によるものではないにもかかわらず、言いかかり的に損害賠償を請求された場合の責任を回避して訴えを退けるための防衛手段となる保険です。財務的なバックアップとしてだけでなく、事故発生時のアドバイスや事故予防サービスをご利用いただき、貴社の企業防衛に役立たせることができます。

## 1 保険契約者および被保険者

保険契約者：全国自動車用品工業会

記名被保険者：全国自動車用品工業会の会員会社

追加被保険者：上記記名被保険者の関連会社

①日本国内の製造協力会社

②日本国内の販売会社

③海外の販売会社 (Vendors)

※記名被保険者および追加被保険者を総じて「被保険者」といいます。

①については、記名被保険者へ納入した保険対象製品のみが対象となります。

②については記名被保険者の保険対象製品を販売することによって生じた損害のみを対象とし、

③については記名被保険者が認めた方法により形状を変えることなく販売人として行った通常の販売業務にかぎり対象となります。

①②③については加入申込票の所定欄への記載が必要となります。

## 2 保険の対象となる製品および作業結果

①記名被保険者が製造または販売した輸出向け自動車用品(いわゆる自動車アフターマーケットで販売される自動車用品で、自動車本体やエンジン、駆動部分の部品などは除かれます。)

②工業会および引受保険会社にて保険の対象製品とすることを認定したその他の製品類(以下「追加認定製品」といいます。)

「追加認定製品」については製品の種類・危険度により割増保険料をいただく場合があります。

③記名被保険者が行う保険対象製品の据付・修理・調整・メンテナンスすることによって、作業完了後生じた第三者に対する賠償責任も対象とします(完成作業危険)。

※上記①②③は、保険料の算出基準として申告売上額に含まれたもののみが対象となります。

## 3 保険金をお支払いする場合

記名被保険者が製造または仕入れて、海外に輸出された保険対象製品に起因して、偶然な事故が発生し第三者の生命もしくは身体を害し、または財物を滅失・き損もしくは汚損したために生じた法律上(和解・示談を含みます。)の賠償責任を負担することによって被る下記の損害について保険金をお支払いします。

①法律上の賠償責任を負うことによって、被害者に支払うべき損害賠償金

②争訟解決のための費用(事前に引受保険会社の承認が必要です。)

(イ)裁判または損害賠償請求のために要した費用。例えば裁判費用、弁護士報酬、示談解決の費用等

(ロ)裁判で要求されるボンドの保証料

(ハ)訴訟の調査、防禦のため保険会社に協力するために被保険者が負担した費用で、保険会社が妥当と認める費用、交通費・通信費、1日25ドルまでの収入補償

③身体障害事故が発生した場合の応急手当費用

※上記①②③の損害賠償金および諸費用については、すべててん補限度額の内枠払いとなります。

(注)保険金が支払われた場合、保険金の求償権は保険会社が代位取得します。

## 4 保険金をお支払いできない主な場合 (賠償責任または費用)

①被保険者の故意または重過失による法令違反に起因する賠償

②労災保険法などにより負担する賠償責任

③被保険者の従業員が被保険者の業務中に被った身体障害に対する賠償責任

④被保険者が契約または合意により負担する契約上の賠償責任

⑤生産物自体についての損害に対する賠償責任

⑥欠陥のあることが判明した製品や、その疑いのある製品の回収・検査・修理・交換等の措置に要した費用

⑦原子力危険・汚染物質の排出等の危険

⑧石綿(アスベスト)危険

⑨コンピュータ等の日付誤認識に関わる賠償責任

など

## 5 保険金の支払基準

損害賠償請求ベース(Claims made basis)とします。損害賠償請求の原因である身体障害または財物損壊が遡及日(Retroactive Date: 最初に加入された海外PL保険の始期日)以降に発生したもので、保険期間内に被保険者(記名被保険者・追加被保険者)が損害賠償請求された場合にかぎり、保険金支払の対象となります。

## 6 保険期間

2016年7月1日午前0時1分から2017年7月1日午前0時1分までの1年間

## 7 保険適用地域

日本以外の地域(日本以外で事故が発生し海外で訴訟が提起された事故が対象となります)。下記3タイプとなります。

地区名	A地区	B地区	C地区
適用地域	日本を除く全世界	日本・北米を除く世界	日本・北米・欧州・豪州を除く全世界

上記A、B、C地区より選択できます。なお、B地区およびC地区を選択した場合B地区の地域およびC地区の地域以外の地域で起こったPL事故は、保険適用外となりますのでご注意ください。例えば、アジアにしか輸出を行っていない会員会社がC地区を選択した場合、もしも自社製品の中古品がアメリカに転売された後、PL事故が発生しても保険適用外となります。また過去にアメリカに輸出したものの、現在はアジアにだけしか輸出していないためC地区を選択した場合、過去の製品による事故がアメリカで発生しても、保険適用外となります。

北米・欧州・豪州の範囲については下記となります(外務省の区分となります)。

北米	アメリカ合衆国(信託統治国を含む)、カナダ
欧州 (旧ソ連が含まれます)	アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、ギリシャ、キルギス、グルジア、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、トルクメニスタン、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ペラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マケドニア、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク、ロシア
豪州	オーストラリア、ニュージーランド
その他	上記以外(アジア、アフリカ、中南米諸国、太平洋の諸島国が該当)

## 8 てん補限度額

身体障害事故・財物損壊事故共通の限度額(Combined Single Limit=C.S.L)とします。追加被保険者がある場合、てん補限度額はそれぞれに適用されることなく、追加被保険者との共有になります。

型	I型	II型	III型	IV型
1事故/保険期間通算てん補限度額	US\$50万	US\$100万	US\$200万	US\$300万

※保険金額(お支払いする保険金の限度額)や免責金額(自己負担額)等を外貨建とされる場合、保険金の支払い時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額が、保険契約締結時における外国為替相場により、本邦通貨に換算した保険金の額を下回る場合がありますので、ご注意ください。

## 9 追加被保険者

貴社製品を製造する国内協力製造会社や国内外の販売会社を被保険者に追加することができます。

## 10 保険料算出の基礎

把握可能な最近の会計年度過去1年間の保険対象製品輸出実績額(設置、修理、メンテナンス等完成作業に関する売上実績がある場合はそれを含みます。)をご申告ください。保険料算出の基礎となる実績額が過少申告された場合は、保険金が削減されたり支払われない場合があります。

## 11 保険料

輸出地域、輸出品目、過去の損害等により個別設計となります。一部製品を除外してのお引受けとなる場合があります。

## 重要な事項に関する説明

【ご加入にあたってのご注意点】

### ■告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- ご加入者または被保険者の方には、ご加入の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
  - 告知事項
    - 加入申込票等および付属書類の記載事項すべて
- ご加入の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
  - (注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。
    - 保険料算出の基礎数字
    - 業務内容
    - 記名被保険者(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
    - 損保ジャパン日本興亜が加入申込票以外の書面で告知を求めた事項
    - 特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

### ■通知義務(ご加入後における注意事項)

- ご加入後、告知事項に変更が発生する場合、取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。
  - 加入申込票等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)
  - (注)加入申込票等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。
- 以下の事項に変更があった場合にも、取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。
  - ご加入者または被保険者の方の住所などを変更される場合
- ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。
- 重大事由による解除等(国内PL保険・国内CGL保険)
  - 保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### ■ご注意

- 賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。
- 加入申込票等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。
- 保険料算出の基礎となる国内売上高実績、過去の事故歴等、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入申込票等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。
- 付保証書は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から3か月を経過しても付保証書が届かない場合は、取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- クーリングオフ(ご契約のお申込みの撤回等)について
  - 営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。
- この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入申込票等にてご確認ください。
- 実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入申込票等にてご確認ください。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。 )またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ご契約を解約される場合には、取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただけます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 払込期日までに保険料(分割払いの場合は第1回目保険料)払込がない場合は保険金をお支払いしません。また2回目以降の分割保険料がある場合は払込期日までにお支払いください。払込期日を1か月経過した後もそのままお支払いがない場合、払込期日後の事故については、保険金をお支払いできません。

■ 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【 万一事故にあわれたら 】

- 事故にあわれたら、ただちにワールドインシュアランスブローカーズ株式会社もしくは損保ジャパン日本興亜に必ずご連絡ください。万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
- 1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
  - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
  - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
  - <3>損害賠償の請求の内容
- 2. 第三者に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
- 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 7. 上記の1.~6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません(海外PL保険は除きます)。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
3	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、第三者の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、第三者の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
4	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
6	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

- 損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
  - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
  - ②専門機関による鑑定結果の照会
  - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
  - ④日本国外での調査
  - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

○ 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱保険仲立人までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

[窓口：事故サポートセンター]

**0120-727-110**

[受付時間]

平日 午後5時～翌日午前9時

土日祝日 (12月31日～1月3日を含みます。) 24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱保険仲立人までご連絡ください。

■ このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点については、取扱保険仲立人または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

■ ご加入者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

保険会社との間で問題を解決できない場合

【指定紛争解決機関】

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

窓 口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル】0570-022808(通話料有料)

IP電話からは**03-4332-5241**をご利用ください。

受付時間:平日の午前9時15分～午後5時

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

■ ワールドインシュアランスグループにおけるお客さまの情報等の共有と利用について

ワールドインシュアランスグループ\*では、保険業法ならびに金融庁ガイドラインに基づき、お客さまの保険契約に関する情報等(以下「情報」)については、グループ各社で厳密に個別管理しておりますが、法令順守の徹底と顧客サービスの強化を実施するために、当グループ各社のいずれかとお取引のあるお客さまに関して当該お取引を通じて知り得た情報を、グループ各社において相互に提供し、共有し、利用させていただく場合があります。申込人(加入者)および被保険者は、上記の情報の相互提供についてご同意のうえ、ご加入ください。

\*ワールドインシュアランスグループとは下記のとおりです。

ワールドインシュアランスホールディングス株式会社

ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社

ワールドインシュアランスエージェンシー株式会社

URL: <http://www.worldins.co.jp/>

[取扱保険仲立人] ワールドインシュアランスブローカーズ株式会社

【東京本社】〒103-0023

東京都中央区日本橋本町1-4-12

TEL:03-3273-6551 FAX:03-3273-6590

【大阪支店】〒541-0045

大阪府大阪市中央区道修町3-4-11

TEL:06-6222-7701 FAX:06-6222-7700

【福岡支店】〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前4-3-3

TEL:092-292-5196 FAX:092-292-5197

(受付時間:平日午前9時から午後5時30分まで)

[引受保険会社(幹事)] 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 企業営業第三部第三課

〒103-8255

東京都中央区日本橋2-2-10

TEL:03-3231-4223 FAX:03-3231-9929

(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

memo

memo